

No.	団体	委員肩書等	氏名	区分
1	一般社団法人 長崎民謡舞踊連盟	理事	イシバシ ダイサウ 石橋 大作	芸術文化活動団体を代表する者
2	長崎舞踊協会	会長	ウチカワ リュウイチ 内川 龍一	芸術文化活動団体を代表する者
3	長崎市民劇場	代表幹事	オノウエ アケミ 尾上 明美	芸術文化活動団体を代表する者
4	長崎市演劇協会	会長	カワシタ ヌウジ 川下 祐司	芸術文化活動団体を代表する者
5	活水女子大学音楽学部	学部長	クサバ キクコ 草場 紀久子	学識経験のある者
6	長崎県美術館	館長	コサカ サトコ 小坂 智子	学識経験のある者
7		公募委員	サカイ アキコ 堺 晶子	市民
8	特定非営利活動法人長崎市美術振興会	理事長	ササダ スエト 笹田 末人	芸術文化活動団体を代表する者
9	長崎いけばな連盟	副会長	スズキ マリコ 鈴木 萬里子 (仁葉)	芸術文化活動団体を代表する者
10	株式会社 長崎経済研究所	文化事業部長	タカハシ ジュンコ 高橋 純子	芸術文化に関し優れた識見を持つ者
11	長崎市三曲協会	事務局次長	タカハシ マサヒロ 高橋 政寛 (崎山)	芸術文化活動団体を代表する者
12	長崎市書作家協会	常任理事	テラシマ ヒロユキ 寺島 秀一 (邑浦)	芸術文化活動団体を代表する者
13	ながさき子ども劇場	事務局長	ナカムラ ヌカ 中村 結花	芸術文化活動団体を代表する者
14	公益財団法人 長崎バス観光開発振興基金	事務局長	ハシグチ トシヤ 橋口 俊哉	芸術文化に関し優れた識見を持つ者
15	長崎県音楽連盟	副運営委員長	ハヤシダ マサル 林田 賢	芸術文化活動団体を代表する者
16	長崎いろは会 日本舞踊連盟	役員	ヒラタ セイコ 平田 聖子 (花柳 昌太女)	芸術文化活動団体を代表する者
17	長崎大学教育学部	教授	ホリウチ イブキ 堀内 伊吹	学識経験のある者
18	有限会社ステージサービス	取締役	イデグチ リョウタ 出口 亮太	臨時委員
19		長崎市芸術アドバイザー	コダマ シン 児玉 真	臨時委員
20	株式会社NBCソシア	長崎ブリックホール次長	コモリ イズミ 小森 泉	臨時委員
21	有限会社ステージプランニングエル	代表取締役 会長	サカモト ヒロミ 坂本 弘美	臨時委員
22	株式会社テレビ長崎	事業局長兼事業部長	タカヒラ ジュンコ 高比良 順子	臨時委員
23		長崎市芸術アドバイザー	ツムラ タカシ 津村 卓	臨時委員
24	ページワンプランニング株式会社	統括本部長	ハマダ ヒロミツ 濱田 浩充	臨時委員
25		一般財団法人地域創造 リージョナルシアター 事業派遣アーティスト	フクダ シュウジ 福田 修志	臨時委員

常任委員任期: 令和2年8月1日～令和4年7月31日

臨時委員任期: 令和2年8月1日～新たな文化施設の基本計画策定にかかる審議が終了するまで

○長崎市附属機関に関する条例（抄）

昭和28年10月6日

条例第42号

（趣旨）

第1条 この条例は、法律、政令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平27条例18・全改）

（設置）

第2条 執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）は、別表第1のとおり附属機関を設置する。

2 前項に規定するものを除くほか、執行機関等は、必要に応じて、別表第2に掲げる種類の附属機関を設置する。

（平27条例18・追加、平27条例40・平28条例6・一部改正）

（委任）

第3条 附属機関の組織、運営、報酬及び費用弁償の額その他必要な事項は、別に定めがあるものを除くほか、附属機関の属する執行機関等が定める。

（平27条例18・旧第2条繰下・一部改正）

別表第1（第2条関係）

（平27条例18・全改・一部改正、平27条例27・一部改正、平27条例40・旧別表・一部改正、平28条例6・平28条例28・平28条例40・平29条例3・平30条例2・平31条例19・令元条例38・令元条例89・令2条例7・令2条例33・一部改正）

附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務
市長	長崎市文化振興審議会	本市の文化振興に関する重要事項の調査審議に関すること。

平成27年 3 月27日

規則第36号

改正 平成28年 3 月31日規則第33号

平成29年 3 月23日規則第12号

平成30年12月 3 日規則第79号

令和元年 7 月24日規則第83号

令和元年 9 月27日規則第107号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市附属機関に関する条例(昭和28年長崎市条例第42号)第3条の規定に基づき、長崎市文化振興審議会(以下「審議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 芸術文化活動団体を代表する者
- (2) 芸術文化に関し優れた識見を有する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 市民

3 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

4 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を8人まで置くことができる。

5 臨時委員は、特別の事項について専門的な知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(平28規則33・平30規則79・令元規則107・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項第1号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、同号の規定に該当する者でなくなつたときは、前項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

3 第1項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

4 臨時委員の任期は、その者に係る特別の事項の調査審議が終了するまでの期間とする。

(平29規則12・平30規則79・令元規則107・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 審議会に副会長1人を置き、会長の指名によりこれを定める。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部文化振興課において処理する。

(平28規則33・令元規則83・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 公募の方法による委員の選任に関し必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成28年3月31日規則第33号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の相当規定により委嘱され、又は任命された委員は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定により委嘱され、又は任命された委員とみなす。

附 則 (平成30年12月3日規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年7月24日規則第83号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月27日規則第107号)

この規則は、公布の日から施行する。

基本計画編

- 1 第四次総合計画の施策体系図(基本構想・後期基本計画)
- 2 基本計画の構成と見方
- 3 基本計画



1 第四次総合計画の施策体系図 (基本構想・後期基本計画)

長崎市第四次総合計画は、長崎市の将来の都市像とその実現のために必要な施策を掲げています。

基本構想では、10年間(平成23～32年度)においてめざす将来の都市像、まちづくりの基本姿勢、重点テーマやまちづくりの方針を定めています。

後期基本計画では、後半の5年間(平成28～32年度)において、将来の都市像を実現するために取り組む施策をわかりやすく体系づけています。

【将来の都市像】

個性輝く**世界都市**

希望あふれる**人間都市**

【まちづくりの基本姿勢】

つながりと創造で
新しい長崎へ



まちづくり

A 私たちは「住だれもが訪れ

B 私たちは「平
つくるまち」を

C 私たちは
「活力に満ち、
をめざします

D 私たちは
「環境と調和す
をめざします

E 私たちは
「安全・安心で
をめざします

F 私たちは
「人にやさしく、
住み続けられ

G 私たちは「豊か
をめざします

H 基本構想の推

の方針(8項目)

む人が誇り、
たいまち」をめざします

和を願い、求め、
めざします

発展し続けるまち」

る潤いのあるまち」

快適に暮らせるまち」

地域でいきいきと
るまち」をめざします

な心を育むまち」

進(つながる+創造する)

後期基本計画の基本施策(43項目)

A1 歴史・文化遺産を守り、活かし、伝えます
A2 まちなみ、自然を活かし、まちの質を高めます
A3 交流のための都市機能を高め、交流を促進し、賑わいを創出します
A4 国際性を豊かにします

B1 被爆の実相を継承します
B2 核兵器廃絶の世論を喚起し、平和な世界を創造します

C1 交流を活かした地場企業の活性化と域内経済の循環を促します
C2 域外経済への進出を加速します
C3 地場企業の経営資源を強化します
C4 新しい企業・新しい産業を創造し育成します
C5 農林業に新しい活力を生み出します
C6 水産業で長崎の強みを活かします
C7 地元農水産物を活かして食関連産業を活性化します

D1 持続可能な低炭素社会を実現します
D2 循環型社会の形成を推進します
D3 良好な生活環境を確保します
D4 人と自然が共生する環境をつくります
D5 環境行動を実践します

E1 災害に強いまちづくりを進めます
E2 消防体制を強化します
E3 犯罪のない地域づくりを進めます
E4 安心できる消費生活環境をつくります
E5 暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します
E6 安全・安心な居住環境をつくります
E7 道路・交通の円滑化を図ります
E8 安全・安心で快適な公共空間をつくります
E9 安全・安心な水を安定して供給します

F1 人権が尊重され、様々な分野で男女が参画する社会を実現します
F2 高齢者が暮らしやすい地域づくりを進めます
F3 障害者が暮らしやすいまちづくりを進めます
F4 安心して子どもを生み育て、子どもの健やかな育ちを図ります
F5 原爆被爆者の援護を充実します
F6 暮らしのセーフティネットを充実します
F7 自らすすめる健康づくりを推進します
F8 安心できる衛生環境を確保します
F9 安心できる医療環境の充実を図ります

G1 次代を生きぬく子どもを育みます
G2 だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります
G3 スポーツ・レクリエーションの振興を図ります
G4 文化芸術あふれる暮らしを創出します

H1 市民が主役のまちづくりを進めます
H2 つながりあう地域社会をつくります
H3 市民に信頼される市役所にします

2 基本計画の構成と見方

基本施策

まちづくりの方針に基づいた基本施策を記載しています。

個別施策

基本施策の方向性に基づいた個別の施策を記載しています。

D5 環境行動を実践します

個別施策

D5-1 環境教育・学習を推進します

D5-2 環境行動を促します

5年後にめざす姿

基本施策を推進することにより、何(だれ)がどのような状態(姿)になっているかを記載しています。

施策の方向性

基本施策の方向性を要約するタイトルを付しています。個別施策と概ね連動しています。

現状・課題

基本施策を取り巻く現状やめざす姿を実現するために解決しなければならない課題を記載しています。

成果指標

めざす姿の状態を客観的な数値で表わすための指標を記載しています。

D5 環境行動を実践します

基本施策

基本施策主管課：環境政策課

5年後にめざす姿

対象
市民・事業者・行政等、すべての主体が

意図
自ら環境について学び、あらゆる場所で環境行動を実践している。

1 環境教育・学習の推進

現状

今日の広範多岐にわたる環境問題の多くは、人々の日常生活や事業活動に伴う環境負荷が大きな影響を及ぼしています。

課題

子どもから大人までの幅広い年齢層に応じた環境教育・学習の実施内容を更に充実させる必要があります。
幼少期においては、特に、五感を通して学ぶ体験型環境学習の重要性が増しています。

基本方針

●環境教育・学習の充実を図り、持続可能な社会の実現に貢献する人づくりを進めます。

基本方針

課題を踏まえた取組みに関する基本的な考え方を記載しています。

2 環境保全活動への参加促進と支援

現状

近年、市民の環境問題に対する関心や意識が高まりを見せており、環境保全活動に取り組む事業所や*エコライフを実践する家庭が増えています。

課題

●地球環境問題をはじめとする環境問題に適切に対応するため、市民・事業者・行政等、すべての主体が目標を共有し、それぞれの役割と責任のもと協働で取り組むとともに、協働の輪を広げることが必要です。
●市民や事業者等による環境保全活動を更に推進するためには、関心を行動につなげるための取組みが必要です。

基本方針

●環境保全活動への参加を促進します。
●環境保全活動を支援します。



河川清掃

指標の説明

- ① 指標の説明
- ② 指標とした理由
- ③ 実績値の把握方法
- ④ 目標値設定の考え方

成果指標	直近値	目標値	指標の説明
環境保全活動団体メンバー数	27,275人 (26年度)	50,000人 (32年度)	① 環境の保全を目的とする団体のメンバー数。 ② メンバーが増加することで、環境行動に取り組んでいる市民が増加すると考えられるため。 ③ 継続的な環境保全活動に取り組む団体メンバー数により把握する。 ④ 長崎市地球温暖化対策実行計画の重点アクションプログラムにおける27年度の目標値(40,000人)から、毎年2,000人増加を想定する。

*エコライフ

地球温暖化への負荷が少ない地球にやさしい生活スタイルのこと。市独自の取組みとして、環境行動を実践するためのきっかけづくりのイベントである「ながさきエコライフフェスティバル」を開催。市民が家庭や職場等で自ら環境行動を実践する取組みとして「ながさきエコライフ・ウィーク」、継続的な環境行動の実践として市民ネットワーク「ながさきエコネット」がある。この3つの取組みを「ながさきエコライフ」の取組みとする。

用語解説

ページ内にある*を付した用語の解説を記載しています。

目標値

5年後(平成32年度)の目標値を記載しています。

5年後にめざす姿

個別施策を推進することにより、何(だれ)がどのような状態(姿)になっているかを記載しています。

D5-1 環境教育・学習を推進します

個別施策主管課：環境政策課

5年後にめざす姿

対象	意図
市民・事業者・行政等、すべての主体が	世代を超えて環境学習へ参加している。

取組方針 1 環境を学ぶ仕組みの整備

- 市民が環境について学ぶきっかけづくりのため、環境に関する講座や体験学習、環境イベント等の充実を図ります。
- 幅広い年代が環境について学ぶことができるよう、世代に応じた環境教育メニューを提供します。

取組方針 2 環境を育む人づくり

- 市民自らが取り組む環境活動を継続するため、地域の環境教育・学習を先導・支援する人材を育成します。
- 将来の環境活動を担うリーダーを育成するため、環境問題に対する正しい理解と実践力を育てます。

取組方針 3 環境情報の共有化

- 長崎市の環境に関する現状を知ってもらうため、ホームページや*環境に関する年次報告書(長崎市環境白書)等により、環境に関する情報を提供します。

取組方針

個別施策のめざす姿を実現するために行う取組に関する具体的な方針を記載しています。

関連する計画等

個別施策に関連する長崎市の条例や計画を記載しています。

- 【関連する計画等】
- 長崎市環境基本条例
 - 長崎市第二次環境基本計画

成果指標	直近値	目標値	指標の説明
環境学習等への参加者数	25,202人 (26年度)	27,500人 (32年度)	① 市内で開催される環境学習等への参加者数。 ② 参加者が増加することで、環境について学んだ市民が増加すると考えられるため。 ③ 継続して把握可能な親子環境教室や出前講座、施設見学、収穫体験等の参加者を合算して把握する。 ④ 過去5年間の増加率を維持することとし、直近値から約9%増を目標とする。



エネルギー工作教室



親子環境教室(川の生きものの観察会)

*環境に関する年次報告書(長崎市環境白書)
環境の状況と環境の保全・創造に関する施策についての年次報告書。長崎市環境基本条例で作成し公表することが規定されている。

5年後に
めざす姿

対 象

市民が

意 図

芸術文化に親しみ、心豊かに生活している。

1 芸術文化に触れる機会の創出

現 状

● 芸術文化に触れる機会が少なくなる傾向にあります。

課 題

● 身近な場所で芸術文化に触れる機会を創出し、人々の心に響く感性を子どもの頃から育てる取組みを行う必要があります。

現 状

● 利用者のニーズに対応した利用しやすい施設の整備・運営が求められています。

課 題

● 文化施設においては、市民の芸術文化活動及び鑑賞の拠点としての機能を確保し、環境を充足させる必要があります。

基本方針

- 市民が利用しやすい文化施設の整備・運営を行い、市民の芸術文化活動の拠点としての機能の充足に努めます。
- 市民が芸術文化を楽しみ心豊かに生活できるよう、身近な場所で芸術文化に触れる機会の創出に努めます。

2 自主的な芸術文化活動の活性化

現 状

● 長崎市の芸術文化活動を支えてきた担い手が高齢化しています。

課 題

● 芸術文化の担い手の若返りを図る必要があります。

基本方針

- 芸術文化を支える人材が育ち、芸術文化活動を通じて、世代間の交流や地域との交流が生まれ、地域の文化や伝統文化が継承される環境づくりに努めます。
- 市民の自主的な芸術文化活動の活性化と質の向上に努めます。

成果指標	直 近 値	目 標 値	指標の説明
芸術文化を鑑賞する市民の割合	45.6% (26年度)	49.5% (32年度)	① 1年間に芸術文化を観賞したことのある市民の割合。 ② 芸術文化を観賞した市民が増えることで、芸術文化あふれる暮らしにつながると考えられるため。 ③ 市民意識調査により把握する。 ④ 直近5年間で低下傾向で推移していることから、32年度までに直近5年間の平均値(49.5%)まで増加させることを目標とする。
芸術文化活動を行う市民の割合	15.1% (26年度)	18.9% (32年度)	① 1年間に芸術文化活動を行ったことのある市民の割合。 ② 芸術文化活動を行う市民が増えることで、芸術文化活動が活発に行われ、芸術文化あふれる暮らしにつながると考えられるため。 ③ 市民意識調査により把握する。 ④ 直近5年間で低下傾向で推移していることから、32年度までに直近5年間の平均値(18.9%)まで増加させることを目標とする。

G4-1 芸術文化に触れる機会を創出します

個別施策主管課：文化振興課

5年後に
めざす姿

対 象

市民が

意 図

様々な芸術文化に身近に触れている。

取組方針 1 市民が身近に芸術文化を体感する機会の創出

- 市民が優れた芸術文化を観たり聴いたりできるよう、ホールや地域の施設、まちなか等の身近な場所で、音楽・演劇・美術・伝統文化等の文化事業を展開します。
- 高い芸術性を持つ専門家が滞在し、地域の人との交流のなかで芸術文化に触れる場を創出する事業に取り組みます。

取組方針 2 文化施設の整備・運営

- 市民の芸術文化活動及び鑑賞の拠点としての機能を確保するため、市民が利用しやすい文化施設の整備・運営に努めます。

成果指標	直近値	目標値	指標の説明
文化施設の利用者数	519,302人 (27年度見込)	520,000人以上 (32年度)	① 長崎ブリックホール、チトセピアホール、市民会館文化ホールの年間利用者数。 ② 利用者が増えることで、直接芸術文化に触れる人が増えていと考えられるため。 ③ 指定管理者へのモニタリングによる各施設の年間利用者数の集計により把握する。 ④ ブリックホール及び市民会館文化ホールについては、23年度から26年度までの平均値(市民会館については、休館期間があった24年度を除く)に公会堂閉館に伴う増分(27年度に増える見込みの利用日数×26年度の公会堂の1日当たりの利用者数)を追加し、その後は稼働率が高止まりになると推測されるため、利用者数を横這いとし、チトセピアホールについては、利用促進の取組みにより、直近値から毎年1.4%増を目標とする。 ※26年度公会堂利用者数：146,272人
*自主文化事業の参加・入場者数	5,989人 (26年度)	7,189人 (32年度)	① 自主文化事業の年間参加・入場者数。 ② 市の文化事業に直接関わった市民が増えることで、芸術文化に触れる人が増えていと考えられるため。 ③ 参加・入場者実績により把握する。 ④ 過去の増加率を基準に、毎年200人増を目標とする。
遠藤周作文学館の入館者数	15,200人 (26年度)	21,600人 (32年度)	① 遠藤周作文学館の年間入館者数。 ② 入館者が増えることで、芸術文化に触れる人が増えていと考えられるため。 ③ 入館者実績により把握する。 ④ 没後20年など遠藤周作関連の節目の年である28年度以降、遠藤文学への注目度の高まりが期待できることや、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録推進や登録後における海外地区への来訪者増とその波及効果を見込み、直近値から6,400人増とし、その後もこれを維持することを目標とする。

【関連する計画等】

○市民文化活動振興プラン

*自主文化事業

長崎市が主催する芸術文化事業。



まちなか音楽会

序
論

後
期
基
本
計
画

A

B

C

D

E

F

G

H

関
連
資
料

G4-2 市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります

個別施策主管課：文化振興課

5年後に
めざす姿

対 象

市民が

意 図

自主的な芸術文化活動を活発に行っている。

取組方針 1 自主的な芸術文化活動の活性化

- 市民が芸術文化活動に興味を持つきっかけをつくるため、様々な体験型の文化事業の創出に取り組みます。
- 市民の芸術文化への取組みを活発にするため、市民団体の発表の場や、市民が参加・出演し芸術文化を楽しめる場を創出します。
- 市民の芸術文化活動を円滑にサポートするため、文化事業を支援する人材の育成に取り組みます。
- 市民の自主的な芸術文化・地域文化・伝統文化活動を活性化するため、その支援制度の充実に取り組みます。

成果指標	直 近 値	目 標 値	指 標 の 説 明
ブリックホール サポーター登録者数	74人 (26年)	90人 (32年度)	① 市と協力して自主文化事業を進めていくボランティアスタッフであるブリックホールサポーターの登録者数。 ② 登録者が増えることで、市民の芸術文化活動が活発化していると考えられるため。 ③ 年度募集時の登録者数により把握する。 ④ 直近3年間で70～80人台で推移していることから、過去の平均81人の約10%増の90人を目標とする。
市民文化団体の登録数	282団体 (26年度)	296団体 (32年度)	① 市民文化団体の登録数(2年に一度更新)。 ② 登録団体が増えることで、市民の芸術文化活動が活発化していると考えられるため。 ③ 年度の最終日で集計し把握する。 ④ 過去の実績において更新時の更新率が対前年度比95%、新規登録により更新時から次期更新までに7%増加していることから、当該比率により計算し、296団体を目標とする。
市民文化団体の 所属者数	33,224人 (26年度)	34,632人 (32年度)	① 市民文化団体の所属者数。 ② 所属者が増えることで、市民の芸術文化活動が活発化していると考えられるため。 ③ 年度の最終日で集計し把握する。 ④ 1団体当たりの人数を過去の実績により117人とし、登録団体数で計算した人数を目標とする。

【関連する計画等】

○市民文化活動振興プラン



市民参加舞台

芸術文化あふれるまち を目指して

ー市民文化活動振興プランー

第2次改訂版

長崎市

平成25年度改訂

目次

はじめに	1
Ⅰ 基本的な考え方	
1 芸術文化あふれるまち	
(1) 物質的な豊かさと心の豊かさ	2
(2) 芸術文化あふれるまち	2
2 市民が志向し展開する文化活動（市民文化活動）	
(1) まちに活気をもたらす市民文化活動	3
(2) 市民文化活動のさらなる可能性	4
Ⅱ 基本方針	5
Ⅲ 具体的な施策	
1 芸術文化に親しむ機会の創出	6
2 芸術文化を担う人材育成	7
3 市民文化活動を支える環境の整備	8
まとめ	9

はじめに

長崎市市民文化活動振興プランは、平成9年に、市民と行政が互いに協力しあいながら市民が展開する芸術性を志向した文化活動をより一層盛んにするために、長崎市における文化振興行政の指針として位置付け、行政がなすべき役割を明らかにすることを目的として策定されました。

本プランにおける「市民文化活動」とは、多様な概念を持つ「文化」のうち、もっとも一般的な意味で用いられる「芸術文化活動」を市民が志向し展開することとしており、最初の策定に際しては、長崎市の文化活動における現状から、市民文化の活性化を「木」を育てることにたとえ「文化の樹」を育てるために、行政の意識改革や自主文化事業を実施していくことなど、まず取り組むべきことについて方向性を示したものでした。

その後、自主文化事業の推進や、文化振興協議会の設置、ブリックホールサポーター制度や芸術アドバイザー制度の創設などに取り組み、さまざまな成果も生まれましたが、さらに新たな課題を明らかにするため、平成14年に改訂を行ないました。

その間には、平成13年に「文化芸術振興基本法」が制定され、文化や芸術の振興に関する基本理念が示され、国や地方公共団体の責務が明らかにされました。

そして、平成24年には、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が新たに制定され、文化芸術を継承し、創造・発信する場として、人が集い、人々に感動と希望をもたらすための拠点として「文化施設」の役割が明らかにされ、その役割を果たすため、国や地方公共団体が施策の総合的な推進に努めることの重要性が示されました。

また、本市においても平成23年度からの10年にわたって、市民と行政が共有し、ともに取り組むまちづくりの指針として『長崎市第四次総合計画』を策定しました。

前回の「市民文化活動振興プラン」改訂から10年を経過し、社会情勢は大きな転換期を迎えています。こうした変化に対応し、まかれた種が力強く育ち、次の世代へと引き継がれ、芸術文化活動をいっそう盛んにするため、『長崎市第四次総合計画』で掲げられた将来の都市像をふまえつつ、本市の文化振興の方向性を明確にすることを目的として新たに改訂をいたしました。

I 基本的な考え方

1 芸術文化あふれるまち

(1) 物質的な豊かさと心の豊かさ

市民文化活動振興プランが策定された平成9年から15年の間に、21世紀を迎え、目まぐるしく変化していく社会情勢の中、市民ニーズに関する価値基準も、物質的・経済的指標だけではとらえられないほど複雑・多様化してきています。こうした中で今、真の豊かさとは何かということが問われています。

少子・高齢化が進行し、雇用や地域の在り方など社会のしくみが大きな転換期を迎えつつあるなか、人々は、これまで求めてきた物質的・経済的な豊かさだけでは、精神的な安穩や知的充足からもたらされる「心の豊かさ」は必ずしも得られないということを実感しつつあります。

さらに、物質的・経済的な豊かさを享受する一方で、失われつつあった地域の連帯感や人間性豊かな関わり合いの大切さを再認識し、今の時代にあった新たな人と人とのつながりを模索するなかで、真の「心の豊かさ」が実感できる暮らしを求めています。

芸術文化は、豊かな感性や創造性を涵養し、他者に共感する心や他人を尊重し、考えを異にする人々と共に生きる資質をはぐくみ、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらしてくれます。人々が真にゆとりと潤いを得られる「心の豊かさ」を実感できる生活を実現していく上で、芸術文化は不可欠なものだといえます。

(2) 芸術文化あふれるまち

長崎市ではこれまで、市民文化活動振興プランに基づく文化振興策として、鑑賞型や参加創造型、普及型のさまざまな事業に取り組んできました。子どもたちへの音楽や演劇、美術、伝統文化での体験を中心とした事業は、「文化」を通して子どもたちの夢を膨らませる機会を、地域や福祉施設などで取り組んだ音楽事業では、日ごろ演奏会へ出向くことが難しい方々が、身近な場所で質の高い芸術文化にふれることで心豊かなひとときを体感する機会を創出してきました。

これまでの取り組みを評価しつつも、市民が日常的に「心の豊かさ」を実感できるようにしていくためには、今後とも、継続して質の高い芸術文化と身近に接することができる機会を創出し、子どもの頃から芸術文化を楽しむことができる豊かな感性を育んでいく必要があります。

芸術文化を通して豊かな心を育むためには、行政として、市民の自主性と独創性を尊重しつつ、文化団体、地域、学校、企業などと連携し、つながりあいながら、市民が気軽に芸術文化に触れることができ、長崎らしい芸術文化あふれるまちの実現のためによりいっそう力を注いでいかねばなりません。



2 市民が志向し展開する文化活動(市民文化活動)

(1) まちに活気をもたらす市民文化活動

まちづくりの中心は市民であり、長崎市の将来の都市像である「希望あふれる人間都市」を実現するためには、市民一人ひとりが、健康で快適にいきいきと生活を送っていることが最も重要です。物質的な生活の安定はもちろんですが、芸術文化によりもたらされる「心の豊かさ」を享受できる感性を養い、自らも芸術文化を楽しむことができるような表現方法を身につけ、活動することで、日々の生活をより充実させることができます。

そして、その活動を展開していく中で、新たなことを発見したり、観る人に感動を与えたりするにより、市民生活に広く作用していくものともなります。このようにして得られた力は、まちづくりに欠かせない活力となります。

これまでも、市民による文化活動を活性化するため、活動成果を発表する機会を創出するほか、芸術文化活動助成金や文化団体登録制度による市民文化団体のバックアップを行ってきました。今後とも、市民文化活動がより活発に行われるよう、市民が活動しやすいような状況を生み出すための施策に、継続的に取り組んでいくことが必要です。

(2) 市民文化活動のさらなる可能性

すばらしい芸術文化は、さまざまな分野の人たちを魅了し、その人たちが刺激を受け自ら市民文化活動を行うことで、同じ価値観や美意識をもつ仲間と出会い、新たな人間関係を構築することがあります。また、芸術文化の表現により、表現者のメッセージが、観る人に、言葉で伝えるよりも強く、効果的に伝わることもあります。

このような芸術文化がもたらす作用は、地域コミュニティや福祉、教育、観光・産業などの幅広い分野におけるまちづくりに、よい波及効果が生むことが期待されます。

「文化の担い手」として市民文化活動を行う人をよりいっそう増やしていくとともに、市民や文化団体、地域、学校、企業などがお互いにつながりあうネットワーク化を推進することで、活動の質が高まり、長崎らしい新たな価値や仕組みを創造していける可能性を持っています。

行政として、市民、文化団体、関係機関などが円滑に情報共有できる環境を整えることで、良好なコミュニケーションとネットワークづくりを推進し、長崎らしい市民文化活動につながるよう支援していく必要があります。

II 基本方針

長崎市では、多くの市民文化団体がさまざまな文化活動を展開し、行政としても、自主文化事業や各種助成制度を通して、芸術文化の普及振興や市民文化活動の活性化に取り組んできました。

しかし、高齢化社会を迎え、これまで市民文化活動を支えてきた担い手も高齢化してきています。

行政として、芸術文化の普及振興や市民文化活動を支援する事業を継続するとともに、市民文化団体等と連携し、芸術文化を通して、子どもたち一人ひとりの感性を育み、個性や能力を伸ばす機会を創出するとともに、長崎で育まれた文化を継承し、将来の市民文化活動を担い、支える人材を育成していくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、市民や文化団体、学校、企業等と連携しながら、「豊かな心」を育むことができる芸術文化あふれる暮らしの創出を目指して、次の基本的な方針を掲げ、市民文化活動の振興に取り組んでいきます。



- (1) 市民が文化芸術に親しみ心豊かな生活ができるよう、身近な場所で芸術文化に触れる機会を創出するとともに、他の部局とも連携して、子どもたちの豊かな感性を育てる取り組みを続けていきます。
- (2) レベルの高いアーティストや専門家との交流や指導を受けられる機会を提供し、芸術文化を支える人材を育成します。
- (3) 世代間や地域、各種団体との交流を促進し、ネットワークづくりを支援するなど、市民の自主的な文化活動の活性化を図ります。
- (4) 市民が利用しやすいニーズに見合った文化施設の整備や運用に努めます。

Ⅲ 具体的な施策

1 芸術文化に親しむ機会の創出 = 広げる

2 芸術文化を担う人材育成 = 育む

3 市民文化活動を支える環境の整備 = 支える

1 芸術文化に親しむ機会の創出

市民のみなさんが質の高い芸術文化を鑑賞できる機会を創出するため、音楽・演劇・美術・伝統文化などの芸術文化事業を身近な場所で展開していきます。

(1) まちなかななどの身近な場所での芸術文化事業の実施

ワークショップやアウトリーチを積極的に取り入れた普及啓発型事業を実施します。

例 まちなか音楽会
アウトリーチコンサート
長崎アートプロジェクト

(2) 質の高い芸術を低廉な価格で鑑賞する機会の創出

レベルの高いアーティストを招聘して実施する良質な芸術鑑賞事業を実施します。

例 コン서트などの舞台公演

(3) 市民が参加できる芸術文化事業の開催

市民が参加し、自ら作品を制作したり、市民文化団体が日頃の成果を発表したりできる機会を創出します。

例 ラウンジコンサート
市民参加型舞台

(4) 音楽・美術・伝統文化等の体験型事業の開催

市民が質の高い芸術文化に直接触れ、自ら体験できる機会を創出します。

例 伝統文化体験教室
アウトリーチコンサート
長崎アートプロジェクト

(5) 長崎らしい文化を認識し、継承していく機会の創出

市民が長崎独自の芸術文化のすばらしさを知り、鑑賞したり、自ら演じたりしながら、継承していく機会を創出します。

例 長崎らしい芸術文化のフェスティバル

2 芸術文化を担う人材育成

将来の芸術文化活動を支える人材の育成に取り組みます。

(1) アーティストや専門家との交流の機会の創出

各種事業を実施する過程で、プロとして活躍しているアーティストや芸術アドバイザーなど専門家と地元アーティストや市民文化団体が交流したり指導を受けたりできる機会を創出します。

例 アウトリーチコンサート
ガラコンサート
長崎アートプロジェクト

(2) 長崎で活動するリーダーの育成

さまざまな自主文化活動の活性化を推進できるリーダーの発掘と育成に取り組みます。

例 専門家等によるセミナー、公開レッスン

(3) 文化事業を支援するサポーターの育成

芸術文化に関わることを楽しみながら、文化活動に携わり、支援できる市民の育成に取り組みます。

例 ブリックホールサポーター
アートサポーター

3 市民文化活動を支える環境の整備

市民のみなさんが、充実した市民文化活動を行えるよう活動しやすい環境づくりに取り組めます。

(1) 情報の提供

市の文化施策や自主文化事業などについて、市民へ広く情報提供することで、市民の芸術文化への理解を深めるとともに、文化団体等との連携を図りながら、市民文化活動の活性化を図ります。

例 広報紙や文化振興課ホームページの活用

文化活動に気軽に参加できるようなネットワークづくりの推進

(2) 自主的な芸術文化活動への後援や助成等の実施

市民への芸術文化の普及啓発のために行われる文化団体の活動を支援していきます。

例 芸術文化活動助成制度

(3) 市民ニーズに対応した文化施設の充実

多様化する芸術文化と市民ニーズに対応するため、音楽・演劇などに利用できる高機能な文化施設の整備や運営に取り組めます。

例 市民文化活動の拠点となる利用しやすい文化施設の整備

市民ニーズの高い専門の小ホールや練習施設の検討

(4) 文化振興施策への市民参画

文化振興にかかる各種施策を評価し、課題を検討する上で、将来の市民文化活動の活性化を図るため、市民や有識者が参画する長崎市文化振興協議会の意見を伺いながら、大学・企業等とともに市民文化活動を支援する仕組みづくりに取り組めます。

例 文化振興協議会における文化振興策の検討・協議

大学と連携したインターンシップの受入れ

やってみゅーでスクやUーサポとの連携

まとめ

心の豊かな質の高い生活を送るためには何が必要なのか、それは個人それぞれの価値観によって定義は様々です。本プランでは、市民のみなさんが豊かさを実感できる社会にするために、その手段を「芸術文化活動」に限定して、その取り組み策を提示してきました。

芸術文化活動には、日常生活の中で無意識のうちに傷つけられている私たちの心を癒してくれる作用（ヒーリング）があります。本来人間が人間らしく生きることが文化そのものであり、文化は人間らしく生きる営みのために、必要不可欠な要素です。芸術文化活動は、いわば人々が失ってきた人間性を回復し、人間らしく豊かに生きようという必然的な希求に基づくものなのです。

一方で、長崎は古くから外国への玄関口として発展してきました。江戸時代は唯一の貿易港として、ヨーロッパや中国から多くの文化が流入し、ほかの地域にはない独自の文化や歴史的文化的遺産、街並みが形成されました。私たちは、この文化を受け継ぎ、人と人とのつながりを大切にし、市民がこれを誇りにできるようなまちづくりを目指していかなければいけません。

これら長崎独自の文化を受け継ぎつつも、新しい長崎に向かって、第3章で提示した施策などを通じて、自主的な芸術文化活動の活性化を図ることと、文化豊かなまちづくりを重ね合わせていくことが、市民主体の芸術文化活動を進めることにほかなりません。そして、それは、長崎市が目指す、「文化的な潤いのあるまち」へとつながり、さらには、「つながりと創造で新しい長崎へ」とつながっていくものと考えます。

行政は、市民のみなさん自身の表現や創造・交流活動を支援しなければなりません。市民のみなさんは、自ら行動、表現し、創造・交流活動を通じて、地域で育まれた文化を一人ひとりが守り育てていく必要があります。そしてそれぞれの芸術文化活動が繋がり、まちに広がることで、こどもから高齢者までだれもが豊かで生き生きと暮らせるまちとなり、長崎の魅力を高めることに繋がっていきます。

本プランを通して、市民文化活動が活性化することは、まちの活性化に繋がることを述べてきました。このことを意識しながら、文化振興に取り組むことができるように市民のみなさんと協調、連携しながら芸術文化活動の活性化を進めていきます。

本プランは、平成 23 年 4 月から平成 25 年 3 月までの 2 年間をかけて、長崎市文化振興協議会において検討していただいた貴重なご意見を踏まえ、長崎市が策定しました。

長崎市文化振興協議会の中で熱心な議論を重ねた 15 名は、多方面にわたる幅広い社会活動の経験を有する次の方々です。

長崎市文化振興協議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

区 分	氏 名	所 属 ・ 肩 書 等
委 員	上田 良樹	長崎商工会議所文化教育委員会委員 長崎放送株式会社 代表取締役社長
委 員	城谷 巧	長崎県企画振興部文化観光物産局 文化振興課 課長補佐
委 員	田中 裕美	市民公募
会 長	田中 正明	NPO 法人長崎国際文化協会
委 員	陳 東華	NPO 法人長崎国際文化協会常任理事
副会長	永吉 美恵子	活水女子大学音楽学部長
委 員	西川 浩	元長崎県吹奏楽連盟顧問
委 員	花柳 寿々初	NPO 法人長崎国際文化協会常任理事
委 員	福井 昭史	長崎大学教育学部教授
委 員	福地 友子	活水女子大学子ども学科講師
委 員	宮地 より子	香焼文化協会会長
委 員	村木 昭一郎	野母商船株式会社代表取締役社長
委 員	村里 榮	NPO 法人長崎市美術振興会会長
委 員	横尾 福次郎	社団法人 長崎民謡舞踊連盟副理事長
委 員	横山 正人	長崎総合科学大学教授

平成 24 年 4 月 1 日現在

アウシヨシンプラシ

平成28年度～平成32年度

目次

はじめに	1
自主文化事業	3
市民が主体となる事業への支援	14
情報発信	15
文化活動の支援	16

はじめに

1 アクションプランとは？

平成14年に「市民文化活動振興プラン」(改訂版)を策定いたしました。これは理念プランであり、中期的な施策展開について具体化されていなかったことから、「市民文化活動振興プラン」(改訂版)の平成16年度から5カ年間の実行計画となるプラン(=アクションプラン)を策定いたしました。このアクションプランは市民文化活動振興プランとの整合を図りつつ、本市の文化芸術の振興を図る施策を効果的に展開していくために策定するものです。

市民文化活動振興プランの改訂状況

平成9年度	市民文化活動振興プラン策定
平成14年度	第1次改訂
平成25年度	第2次改訂

2 アクションプランの計画期間

今回のアクションプランは、平成25年度に「市民文化活動振興プラン」が改訂されたこと、平成28年度から長崎市第四次総合計画の後期基本計画の計画年度(平成28年度～32年度)が始まったことを受けて、これまでの基本的な考え方を継承しつつ、平成28年度から平成32年度までの新たなアクションプランを策定するものです。

3 アクションプランの策定方法

アクションプランは、実行計画となるプランであるため、長崎市の文化振興に関する重要事項の調査審議を行う長崎市文化振興審議会において審議し策定するものとします。

なお、個別の事業については、その都度、検証を行い、状況がプラン策定時から変化した場合には、計画を変更することがあります。

自主文化事業の推進

長崎市では、市民文化活動振興プランに基づく文化振興策として、自主文化事業に取り組んできました。

長崎市では、これまでに自主文化事業を **①音楽 ②演劇・舞踊など ③伝統文化 ④美術** の4つの分野に分けて事業を展開してきました。

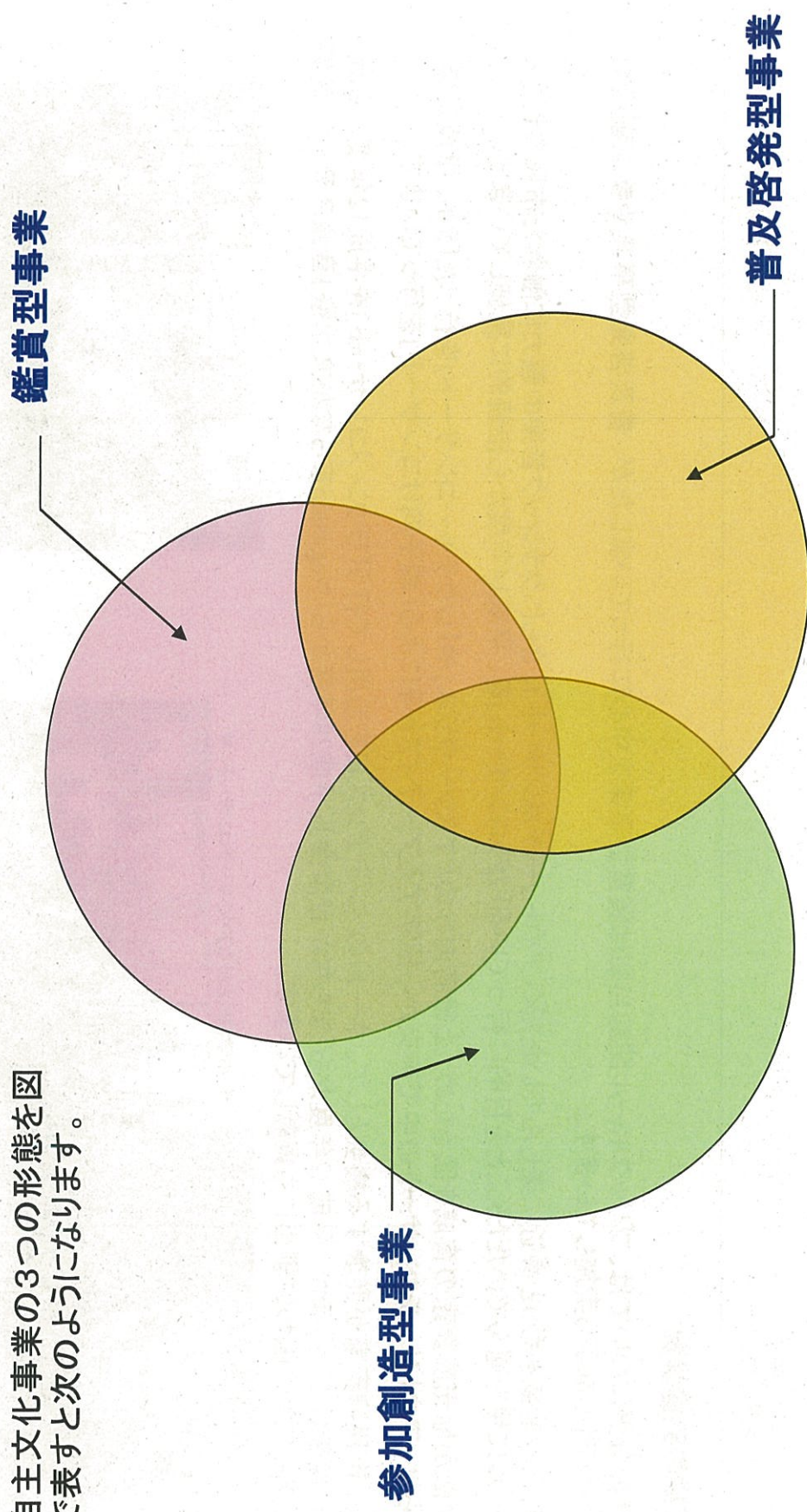
今回も、4つの分野ごとに、これまでの実施状況や課題などを踏まえ、**鑑賞型事業・参加創造型事業・普及啓発型事業**の3つの形態の側面も考慮しながら実行計画を立てることとします。

芸術文化あふれるまちの実現のため、市民が日常生活の中で気軽に芸術文化に触れ、自らも文化活動を楽しめるようになることを目指して、他都市の先進的な取り組みなどの情報収集に努めながら、引き続き自主文化事業へ取り組んでいきます。特に子どもへの芸術文化の普及においては、教育機関等と連携し、子どもの頃から芸術に親しむ環境づくりを行います。また、長崎のまちの歴史に育まれた特色ある芸術文化の振興に努めます。

自主文化事業の形態

自主文化事業は、大きく①鑑賞型事業 ②参加創造型事業 ③普及啓発型事業の3つの形態に分けることができますが、実際には、個々の自主文化事業は単純に一つの形態のものだけでなく、普及啓発型事業に力を入れている最近の傾向として、この3つの要素が混ざりあっているものが多くなってきている傾向があります。

自主文化事業の3つの形態を図で表すと次のようになります。



1 音楽

1 事業の実施状況

音楽の分野については、ブリックホール開館当初は鑑賞型事業を中心に行っていましたでしたが、普及啓発型事業や参加創造型事業へシフトしながら実施しています。

クラシック音楽をもっと身近に楽しんでもいただく「アウトリーチコンサート」、さらにクラシック音楽の魅力に触れた市民の皆さんがホールに足を運んでもいただくことを目的に行っている「ガラコンサート」を、平成14年度から継続的に実施しています。

このほか地元演奏家の育成を図るため、上級者向けの「マスタークラス」や「レクチャーコンサート」を行ったほか、平成25年度からは、アウトリーチコンサートの中で中央から招聘するアーティスト等による「親子向けコンサート」を行っています。

また、市民演奏家が発表する機会として、ホールのメンテナンス日を活用して行う「ラウンジコンサート」を平成12年度から継続的に開催しているほか、平成22年度から「まちなか音楽会」(平成28年度から「Nagasakiまちなか文化祭」音楽ステージ)を開催し、まちなかの賑わい創出にも貢献しています。



◀ 小学校におけるアウトリーチコンサート ▶



▲ まちなか音楽会(ベルナード観光通り)

2 成果

アウトリーチコンサートについては、身近な場所で無料で音楽が楽しめるということもあり、例年、募集枠を大きく超える応募があります。各地区のふれあいセンターなどにおいては、数年おきに開催しているところも多いですが、初めて開催するところも毎年数ヶ所あるなど、新たな層への広がりもみられます。

3 課題

ガラコンサートについては、平成14年度から開催されており、認知度は高まってきており、アウトリーチコンサートの会場等で券売を行ってもコンサートの集客へつながりにくいという現状があります。特に合併地区からの来客が少なく、ブリックホールまでの移動時間の長さなどが障害となっていると思われます。

4 今後の方向性

①普及啓発型事業の推進

- ・アウトリーチコンサートについては例年募集枠を超える応募があるものの、ガラコンサートへの集客は十分ではないため、ガラコンサートの魅力アップに向けた内容の検討を行います。
- ・これまでの「市内全域で行うアウトリーチコンサートとブリックホールで行うガラコンサート」という組み立てを、合併地区等の比較的小さなエリアでも実施します。合併地区等のホールを会場としてコンサートを行うことで、これまでブリックホールに来場できなかった市民の皆さんが気軽に鑑賞できる機会を創出するとともに、内容についても地域住民と演奏家が協働しながら企画するなど、地域の特色を活かしたコンサートとし、より演奏家との交流を深め、音楽に触れる機会の少ない合併地区等の方々に興味を持っていただく機会を提供していきます。
- ・親子向けコンサートにより、幼児期から音楽に親しむ機会を提供するとともに、アウトリーチコンサートに邦楽をはじめとしたクラシック以外のジャンルを導入するなど、提供する音楽のバリエーションを増やし、内容の充実を図っていきます。

②地元演奏家の育成

アウトリーチコンサートは、第一線で活躍するアーティストと地元オーディションにより選ばれた地元演奏家で行います。地元オーディションを2年周期で実施し、地元演奏家の比重を徐々に高めていきます。

③市民の成果発表の場の創出

ラウンジコンサートやNagasakiまちなか文化祭(音楽ステージ)は、市民演奏家が日頃の練習の成果を発表する場として定着してきていることから、継続して開催し、参加する市民層の拡大を図ります。



◀ ガラコンサート



▶ ラウンジコンサート



2 演劇・舞踊

1 事業の実施状況

演劇の分野については、市民参加舞台・戯曲講座・リーディング公演を軸に事業を展開しながら、市民が自ら台本づくりなどの舞台制作に参加する機会を創出してきました。

また、長崎では上演されることが少ない小劇場タイプの演劇公演を招聘するとともに、演劇を用いた表現力育成事業として演劇アウトリーチを行うなど、子どもの頃から演劇の楽しさに触れられる機会を創出し、普及啓発を図っています。

舞踊の分野についても、市民が舞踊の楽しさを体感できる機会を創出するため、様々なジャンルのワークショップを開催しています。

2 成果

戯曲講座の受講者が修了後に制作した作品が、戯曲賞の最終選考にノミネートされるなど、地元演劇人の育成に寄与しているほか、市民参加舞台公演は、地元の舞台スタッフのスキルアップにもつながっています。

平成25年度に実施した大型市民参加型舞台公演「長崎なう〜私たちの街から〜」では、演出家が4つの街に向いて作品作りから稽古まで行った結果、今までホールと距離があった市民も参加することができました。この作品を通してそれぞれの街の人が交流し、自分が住む街以外のことも知る機会にもなりました。

演劇アウトリーチには、毎年300人以上の市民が参加しているほか、ダンスワークショップでも、毎年定員を超える応募があり、たくさんの市民が参加することができました。

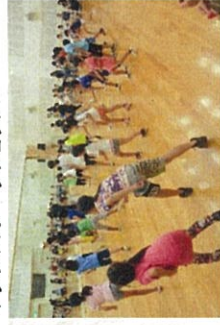


◀ 大型市民参加型舞台公演

「長崎なう〜私たちの街から〜」▼



▼ダンスワークショップ



▲ 青年団による演劇公演
「サンタクロース会議」

▼平田オリザ氏による演劇アウトリーチ



3 課題

市民参加舞台・戯曲講座・リーディング公演を軸に事業を展開しており、演劇団体や参加者に浸透している反面、参加者が固定化してしまう傾向があります。

これまでの参加者に加え、初心者でも気軽に舞台の魅力に触れられ、また、鑑賞する側にとっても気軽に鑑賞でき、それが様々な形で各々の芸術文化活動につながるような事業を展開していく必要があります。

4 今後の方向性

【演劇】

①市民参加舞台

市民に演劇の舞台公演に参加する機会を提供し、舞台芸術に係る人材育成と活動の活性化を図るため、市民参加舞台公演、演劇ワークショップ、子ども演劇体験教室を効果的に連携させながら実施していきます。

なお、これまでの課題を踏まえて、ターゲットの設定を工夫することなどにより幅広い市民の参加を促していきます。

②演劇のアウトリーチ

“演劇”というツールを使って、身体の実験体験やゲームなどを楽しむことから始め、最終的には簡単な演劇創作体験を実施し、参加者同士のコミュニケーションや豊かな自己表現の力を育みます。

③招聘公演

広い市民層が興味関心を抱けるような内容のものを選定して実施し、観劇の楽しみをより広く伝えることを目指します。

【舞踊】

①普及啓発型事業の実施

舞踊には様々なジャンルがあり、市民による文化活動も活発に行われていますが、自主文化事業としての取り組み実績が少ないことから、子ども向けのワークショップを中心に様々な世代に広めていけるよう、さらなる普及啓発を図っていきます。

3 伝統文化

1 事業の実施状況

様々な分野の子ども向けワークショップを夏休みに開催し、次世代を担う子どもたちが日本の伝統文化に触れ体験することで、興味を抱く機会を創出しています。邦楽や日本舞踊については、ワークショップの成果発表の機会を市民三曲演奏会で設けるなど、習得し発表することによる達成感・充実感を感じ、より深く興味が湧くよう工夫を行っています。

また、NPO法人長崎国際文化協会との連携により、各分野から講師を招き、子どもたちが直接指導を受けられる機会をつくることで、より楽しく身近に体験できる場を提供しています。

2 成果

例年多数の応募があり、参加者アンケート結果等をもても、高い評価を受けています。邦楽のワークショップなどでは、「今後も続けたいので教室を紹介して欲しい」という要望もあり、体験した子どもたちには確実に伝統文化の魅力が伝わっています。



◀ ジュニア茶道体験教室



◀ ジュニア三絃体験教室



▲ ジュニアいけけな体験教室



▼ 親子着装体験教室



▼ ジュニア水墨画・民謡舞踊体験教室 ▶



3 課題

体験や興味を持たせるきっかけづくりとしては一定の成果があがっていますが、継続的な活動へとつないでいくための取り組みが大切です。ワークショップの内容についても、きっかけづくりという観点から、初めて伝統文化に触れる子どもたちが興味を抱きやすいものとなるよう創意工夫を行うとともに、より多くの機会を提供することが必要です。

4 今後の方向性

①普及啓発事業の継続

子ども向けワークショップを引き続き開催します。実施にあたっては、伝統文化に触れるきっかけを作り、興味を高めていくような事業展開に努めます。

②伝統文化団体等との連携

市内の伝統文化団体及びNPO法人長崎国際文化協会等と連携を深め、日本古来の伝統文化の次世代への継承・発展を目指します。



◀ ジュニア等体験教室



▼ ジュニア日舞体験教室



▼ ジュニア箏 & 日舞教室合同発表会



▲ 市民三曲演奏会
体験教室での練習の成果を発表しました。

※ アクションプランにおける伝統文化とは、我が国古来の伝統的な芸能のことを指し、主なものとして茶道・華道・書道・南画・邦楽・日本舞踊・能・狂言・民謡舞踊・俳句・短歌・川柳などをいいます。

4 美術

1 事業の実施状況

美術の分野については、平成12年度から平成20年度までは「現代美術展(ima展)」を開催していましたが、もっと身近に現代アートを感じていただくため、作品を見るだけにとどまらず制作の過程にも触れられる「長崎アートプロジェクト」として、アーティスト・イン・レジデンス(芸術家滞在型創作活動)の形態を導入し実施しています。

プロの現代美術アーティストを招聘し、市内に滞在しながら制作を行ってもらい、その過程を公開することで、現代美術の魅力を発信しています。また、アーティスト滞在中は、現代美術をより身近に感じていただけるように、市民との交流イベント(トークやワークショップ)を開催するなど、アーティストと市民の交流の機会を創出しています。

平成25年度には、市内で活動している芸術家のアトリエや美術館、ギャラリー、画廊、アートショップなどの情報を掲載した「ナガサキ アートマップ」を制作し設置したほか、文化振興課HPからもダウンロードできるようにしています。

また、長崎ブリックホール2Fギャラリーを、市民が個展及びグループ展等で活用できるよう、無料で貸し出しています。



▲ 長崎ブリックホール2Fギャラリー



▲ ナガサキ アートマップ



2 成果

作品や制作の過程、アーティスト自身に接することで、多くの市民が現代美術への親しみを持ちかけとなりました。また、作品制作を通じて、アートを切り口とした市民の方々の交流も生まれました。

3 課題

効果的な開催場所の選定や周知方法について工夫しながら、今後ともより多くの市民に参加・鑑賞してもらう機会を増やしていく必要があります。

4 今後の方向性

①長崎アートプロジェクト

制作場所となる地域で、一定期間アーティストが滞在制作を行うため、地域との連携は不可欠です。地域住民や関係者の理解を十分に得ながら実施していきます。また、日常生活の中で気軽に現代美術に触れることができたり、子どもから大人まで楽しめるイベントを開催します。

②地元アーティストの活動支援

「ナガサキアートマップ」を定期的に更新しながら、市民への情報提供及び市内アーティストの活動の周知を図ります。



植物になった白線@ながさき(平成26年度)▶

◀ 根っこのカクレンボ@ながさき(平成25年度)

5 その他

1 分野横断型事業

Nagasakiまちなか文化祭

平成22年度からベルナード観光通りなど、まちなかを舞台に開催している「まちなか音楽会」を発展させ、音楽・舞踊・演劇等の様々なジャンルのステージを開催する「Nagasakiまちなか文化祭」を実施することにより、音楽のみならず、より幅広い市民の発表や鑑賞の機会、まちなかの一層の賑わいを創出します。

2 文化プログラムの実施

平成32年度開催の東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムの実施に向け、先進都市の事例を参考にしながら、県をはじめとする様々な団体と情報共有を図り、これまで取り組んできた祭り、イベントをはじめ、平和や長崎独特の歴史文化、食などの長崎市の個性を活かした取り組みと連携を図りながら芸術文化事業を推進します。

※文化プログラムとは…

平成32年度に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び平成31年度に開催されるラグビーワールドカップ2019の機会を活かすとともに、それ以降も多様な文化芸術活動の発展を目指し、文化庁が実施するもの。

市民が主体となる事業への支援

本市の文化の樹を大きく育てるために、市民が主体となる様々な事業と協働し、支援を行っていきます。

1 マダム・バタフライフェスティバル

長崎が物語の舞台となっている世界的に有名なオペラ「蝶々夫人(マダム・バタフライ)」をテーマとした国際コンクールやコンサートを実施することにより、長崎の特色ある文化を内外に発信し、市民が質の高い芸術文化に触れる機会を創出するとともに、子どもから大人まで気軽に音楽や楽器に親しめる様々なイベント「たのシツクフェスティバル」を併せて開催することにより、裾野の拡大につなげる事業。

2 市民文化団体との共催

(1) 市民美術展

広く市民から美術作品を公募し、本市における美術鑑賞と美術作品発表の機会を創出する事業。

(2) 市民いけばな展

市内の各流派のいけばな団体が、合同で出瓶する機会を提供するとともに、市民が伝統文化としてのいけばなを鑑賞する場を創出する事業。

(3) 市民演劇祭

市内の演劇団体が、日頃の活動の成果を発表する機会を提供し、各団体の活動の活性化を図るとともに、市民が演劇を鑑賞する機会を創出する事業。

(4) 市民三曲演奏会

市内の尺八・箏(琴)・三絃(三味線)の各流派・団体が、日頃の活動の成果を発表する機会を提供し、各団体の活動の活性化を図るとともに、市民が伝統文化に触れる機会を創出する事業。

(5) 市民音楽祭

市内の音楽団体や演奏家に、日頃の活動の成果を発表する機会を提供し、各団体の活動の活性化を図るとともに、市民が音楽を鑑賞する機会を創出する事業。

情報発信

1 情報紙の発行

(1) 内容の充実

市の文化事業に関する情報や市内の公共文化ホールにおけるイベント情報を掲載した「ながさき情報倶楽部Switch!」を発行しています。

関係団体からの情報収集に努め、内容の充実を図っていきます。

(2) 配布先の拡大

現在、公共施設に限らず、カフェや店舗、金融機関などさまざまな場所に設置しています。新たにオープンした施設や店舗の情報収集に努め、配布先の拡大を図っていきます。

2 広報の充実

(1) ホームページやSNSの活用

市ホームページやSNSを活用し、迅速で効果的な情報発信に努めるとともに、事業について市内外問わず多くの方々に認知していただけるよう取り組んでいきます。

※文化振興課公式Twitter(フォロワー数973件)長崎市総合公式フェイスブック(フォロワー数3,442件)
(平成29年2月時点)

(2) メディアへの積極的な情報提供

市政記者や地元紙の生活文化部への積極的な情報提供を行い、情報発信への協力を求めます。

(3) 事業担当者の意識改革

文化振興課職員も、一人ひとりが広報宣伝の担当者としての意識をもち、的確なタイミングを捉えた日常的な情報発信に努めます。

文化活動の支援

1 市民文化活動の支援

(1) 市民文化活動についての情報発信

市民文化団体をデータベース化し、市内の文化施設や公民館等の窓口で登録団体の情報を一部公開しています。情報は文化振興課のホームページにも掲載し、今後とも市民の文化活動について広く周知を図り、活動を支援していきます。

(2) 交流の場・機会の整備

市民文化団体の皆さんが集い、活動について情報交換を行ったり、市の自主文化事業の記録や芸術文化に特化したライブラリーを閲覧できるような場の整備に努めます。

平成24年度に行った「公会堂50周年記念事業」や平成27年度に行った「文化のつどい2015～未来へ～」では、多数の市民文化団体が出演し、異なるジャンルの団体が同じステージに立つなど、文化団体間の交流が活発に行われました。今後とも文化団体相互の交流促進を図れるようなイベントの企画立案を行っていきます。

(3) 活動の助成

市民が行う芸術文化事業の費用の一部を助成する芸術文化活動助成金により、引き続き、活動の活性化を図っていきます。

2 ホールサポーター制度の充実

(1) 文化事業への参画機会の拡大

本市の文化事業において、ホールサポーターの企画や意見を求めるなど、参画の機会拡大を図ります。

また、事業実施においても、ホールサポーターが楽しく活動できる役割分担を行います。

(2) 研修の充実

ホールについての基礎知識の習得の場として、毎年1回説明会を開催します。

令和元年度 長崎市自主文化事業等の取り組み

分野	第四次総合計画 における位置づけ		自主文化事業の形態			事項名・事業概要	内 容		参加・入場者数	事務事業評価					事業費 (予算)
	基本 施策	個別 施策	鑑賞型	普及 啓発型	参加 創造型	自主文化事業費				成果指標	目標値	実績値	達成率	単位:千円	
音楽	【G 4】芸術文化あふれる暮らしを創出します					音楽の魅力発信事業費									4,855
		【G4-1】 芸術文化に 触れる機 会を創出 します	○	○		【事業目的】 市民生活に音楽芸術を広く浸透させるとともに、次世代 の文化活動を担う人材の育成を図る。 【事業概要】 中央及び地元で活躍する演奏家を、学校・保育園・公民 館・病院等へ派遣して行うアウトリーチコンサートや、 アウトリーチコンサートに出演した演奏家が一堂に会す コンサート等を開催することにより、市民が身近な場 所で気軽に音楽を楽しめる機会を創出する。また、地元 演奏家が活動できる場を設け、演奏家のスキルアップを 図る。	アウトリーチ	○アウトリーチコンサート 中央及び地元で活躍する音楽家を数グループに分けて学校やふれあいセ ンター等に派遣する出前コンサートを開催する。 実施回数 19回 (1回中止)	886人	参加者数	2,434人	2,097人	86.2%	4,855	
			○				親子向けコンサート	○親子向けコンサート (チトセピアホール) 小さい子どもと一緒にコンサートを楽しんでもらう親子向けのコンサ ートを開催する。 時期：12月	62人						
			○		○		ミニコンサート	○ミニコンサート (香焼公民館) 合併地区のホールを拠点として、地域内のコミュニティへのアウトリー チを実施し (6回)、その後演奏家と住民が協働して作る企画型コンサ ートを開催する。 時期：2月	213人						
			○				ラウンジコンサート 開催費	市民演奏家が出演する入場無料のコンサートを長崎ブリックホールのラウンジ で開催する。(指定管理業務) 時期:7月～2月に毎月開催 計8回 (3月は中止)	936人						
					市民参加型舞台等開催費									4,727	
演劇	【G4-2】 市民の 自主的 な芸術 文化活 動の活 性化を 図ります。	○		○	【事業目的】 市民に演劇の台本制作や舞台公演に参加する機会を提供 し、舞台芸術に係る人材育成と活動の活性化を図る。 【事業概要】 平成30年度の戯曲講座で作られた戯曲をもとに劇中の音 楽を制作する音楽講座、小中学生対象のこども演劇体験 教室・ダンスワークショップなど様々な講座やワーク ショップを開催し、舞台芸術の普及啓発や人材育成を図 る。なかでも演劇アウトリーチは、演劇をツールとして 市民の豊かなコミュニケーション力の育成に寄与するも のであり、参加する子どもが増えることで、将来的にも まちづくりを担う市民の人材育成にもつながるものであ る。	作曲ワークショップ	○音楽講座「ながさきのたね～お話のたねに水をあげよう～」 ブリックホール開館20周年から始まる「市民参加舞台」の2年目。公募で集まっ た市民と一緒に1年目に制作された戯曲を基に劇中の音楽を制作する。 日程:令和元年7月～令和2年1月 場所:長崎ブリックホール	92人	参加者数	620人	584人	94.2%	4,727		
				○		演劇アウトリーチ	演劇による子どもたちのコミュニケーション育成のワークショップ。学校などへ 出向き、授業の中で実施する。 実施回数:15回	277人							
		○	○	○		こども演劇体験教室	○こども演劇体験教室(リハーサル室ほか) 子ども達自身で、演技だけでなく、衣裳や小道具作りから稽古までを行い、最 後には保護者などを招き発表会を行う演劇体験教室を開催する。 時期:8月5日、19～20日、22日～25日	129人							
				○		ダンスワークショップ	さまざまなジャンルのダンスワークショップを開催する。 実施回数:3回 ジャンル:ヒップホップ、親子ダンス 講師:長崎舞踊協会へ依頼	86人							
舞踊					○										

分野	第四次総合計画 における位置づけ		自主文化事業の形態			事項名・事業概要	内 容		事務事業評価					事業費 (予算)
	基本 施策	個別 施策	鑑賞型	普及 啓発型	参加 創造型	自主文化事業費		参加・入場者数	成果指標	目標値	実績値	達成率	単位:千円	
美術	【G4】芸術文化あふれる暮らしを創出します	長崎アートプロジェクト開催費											1,950	
		【G4-1】 芸術文化に触れる機会を創出します	○		○	【事業目的】 市民がアーティストとその作品及び制作過程に直接触れる機会を創出し、市民に芸術文化を身近なものとし、興味関心を高める。 【事業概要】 プロのアーティストが市内に一定期間滞在し、滞在期間中にワークショップや作品制作及び展覧会等を開催し、市民との芸術的な交流を実施する。	事業期間を2年間とし、初年度は次年度の制作、展示に向けての計画、準備を行い、2年目に制作、展示(ワークショップを含む)を行う。令和元年度は、その初年度となる。	55人	参加者数	100人	55人	55.5%	1,950	
芸術文化体験教室開催費											667			
【G4-2】 市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります。			○		【事業目的】 子どもやその保護者が、気軽に芸術文化を体験できる機会を創出し、芸術文化活動に対する興味・関心を高める。 【事業概要】 日本の伝統文化の体験講座を小中学生を対象に開催する。	体験講座のジャンル ○ジュニア等体験教室(全6回) 時期:9～10月 ○ジュニアいけばな体験教室(1回) 時期:8月26日 ○ジュニア茶道体験教室(2回) 時期:7月29日 講師:国際文化協会から派遣	箏:8人 茶道:32人 いけばな:49人 計:89人	参加者数	110人	89人	68.5%	667		
Nagasaki まちなか文化祭開催費											3,089			
【G4-1】 芸術文化に触れる機会を創出します		○	○	○	【事業目的】 芸術文化活動を行っている個人・団体の発表の場を創出し、「まちなか」の賑わいを演出するとともに、市民が身近に芸術文化を楽しむことができる機会を提供する。 【事業概要】 「Nagasaki まちなか文化祭」と称し、出演者を公募し、書類審査に加え楽曲・映像審査などによる選考後、音楽・舞踊・演劇の各ジャンルの市民ステージを開催する。	○音楽ステージ ○舞踊・ダンスステージ ○まちなか劇場 時期:10月26、27日 ※全て入場無料	観客:音楽 387人 舞踊 130人 劇場 450人 出演者:音楽 42人 舞踊 90人 劇場 12人 計:1,111人	参加者数	1,510人	1,111人	73.6%	3,089		
情報発信						広報宣伝費	ながさき情報倶楽部の作成、各事業のチラシ等印刷物の作成及びTVスポット等					4,300		

(実行委員会・共催事業)

分野	第四次総合計画 における位置づけ		事項名・事業概要	内 容		参加・入場者数	事務事業評価				事業費 (予算)
	基本 施策	個別 施策					参加・入場者数	成果指標	目標値	実績値	達成率
音楽	【G4-1】 芸術文化に 触れる機会を創 出します		マダムバタフライフェスティバル開催費負担金								5,600
			【事業目的】 演奏家や主催団体の連携により、多くの市民が音楽を楽しむ機会を創出し、芸術文化への興味関心を高めるとともに、文化団体等のネットワーク構築を図る。 【事業概要】 長崎市、市内文化団体、大学等で構成する実行委員会により音楽イベントを開催する。ブリックホールやココウオーク、ハートセンターなど茂里町一帯で行う音楽フェスティバルとして、子どもから高齢者まで楽しめる体験コーナー、ブリックホールエントランス等でのミニステージと併せ、「マダムバタフライ」を軸としたコンサートを開催する。	新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止（オペラ・クラシックコンサート、たのシックフェスティバル） ○オペラ・クラシックコンサート ○たのシックフェスティバル 時期：3月21日（土）～22日（日） ※令和元度は、市制施行130周年を記念し、オペラ「蝶々夫人」の作曲家プッチーニの故郷であるイタリア・ルッカ市及びジリオ劇場の協力を得て、オペラ歌手を招き、長崎が舞台であるオペラ「蝶々夫人」をはじめとするプッチーニの名曲を楽しめるコンサートを開催する。	ミニコンサート 156人 親子向けコンサート 116人 計：272人	参加者数	4,000人	272人	6.8%	5,600	
			市民文化団体共催費負担金			0					1,440
音楽	【G4】芸術文化あふれる暮らしを創出します	市民が主体となる事業への支援	市内の音楽団体や演奏家に、日頃の練習の成果の発表の機会を提供するとともに、市民に音楽鑑賞の場を創出する。	市民音楽祭 (第69回)	日時:11月3日(日) 会場:長崎ブリックホール大ホール	1,820人	-	-	-	-	110
演劇			市内の演劇団体が、日頃の活動の成果を発表する機会を提供するとともに、各団体の活動の活性化を図るほか、市民が気軽に演劇を鑑賞する場を提供する。	市民演劇祭	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月に延期し開催予定であったが、令和3年3月に再延期 日程:3月 会場:チトセピアホール	令和2年度に延期	-	-	-	-	110
伝統文化			市内の尺八・箏（琴）・三弦（三味線）の各流派、団体が一堂に会し、三曲の演奏会を開催することにより、活動の活性化を図る。また、各流派の日頃の活動の成果発表と市民が気軽に伝統文化に触れる機会を提供する。	市民三曲演奏会 (第59回)	日時:10月27日(日) 会場:市民会館文化ホール	407人	-	-	-	-	110
伝統文化			市内の各流派のいけばな団体が、合同で出瓶する機会を提供するとともに市民が伝統文化としてのいけばなを鑑賞する場を創出する。	市民いけばな展 (第60回)	新型コロナウイルス感染症の影響により中止 会期:3月 会場:ブリックホール ギャラリー、エントランスほか	中止	-	-	-	-	110
美術			広く市民から美術作品を公募し、美術鑑賞と美術作品発表の機会を創出する。	市民美術展 (第68回)	会期:前期 11月21日(木)～11月29日(金) 後期 12月1日(日)～12月8日(日) 会場:長崎県美術館	8,014人	-	-	-	-	1,000
			総 計								26,628

長崎市自主文化事業のご紹介



事業一覧

1	音楽の魅力発信事業費
2	市民参加型舞台等開催費
3	長崎アートプロジェクト開催費
4	芸術文化体験教室開催費
5	Nagasakiまちなか文化祭開催費
6	マダム・バタフライフェスティバル開催費負担金
7	市民文化団体共催費負担金

1 音楽の魅力発信事業費



▲ 小学校におけるアウトリーチコンサート ▲



▲ ミニコンサート▼



▲ 親子向けコンサート



▲ ラウンジコンサート



1 音楽の魅力発信事業費

制作物

SWITCH!

音楽にプロの演奏者がやってくる♪

潮彩のXロデー

2/23 (日) 13:30 (開演) 14:00 (開演)

全席自由: 500円

香焼公民館ホール

文化芸術振興基金(国庫補助) 文化芸術振興基金(国庫補助) 文化芸術振興基金(国庫補助)

山崎 真由 山崎 真由 山崎 真由 山崎 真由 山崎 真由 山崎 真由 山崎 真由 山崎 真由 山崎 真由 山崎 真由

ミニコンサートチラシ

SWITCH!

音楽にプロの演奏者がやってくる♪

潮彩のXロデー

2月23日(日) 13時30分開演、14時開演

全席自由 500円

香焼公民館ホール

文化芸術振興基金(国庫補助) 文化芸術振興基金(国庫補助) 文化芸術振興基金(国庫補助)

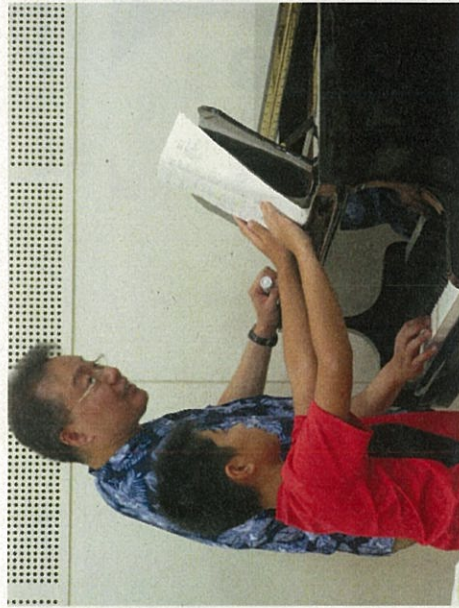
山崎 真由 山崎 真由 山崎 真由 山崎 真由 山崎 真由 山崎 真由 山崎 真由 山崎 真由 山崎 真由 山崎 真由

ミニコンサートバス広告

2 市民参加型舞台公演等開催費



▲ 作曲ワークショップ ▲



▲ こども演劇体験教室



▲ 演劇アウトリーチ▲



▲ ダンスワークショップ

2 市民参加型舞台公演等開催費

制作物

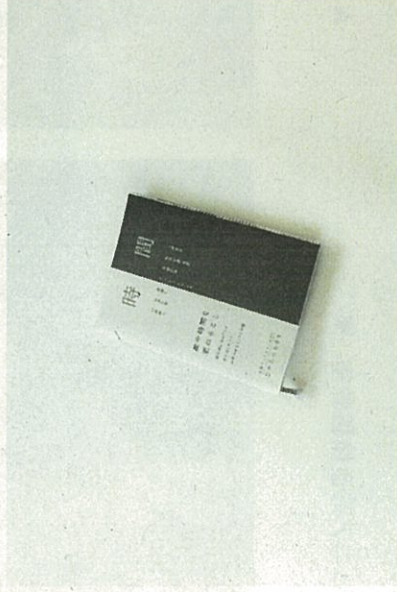
[illegible][illegible]

「作曲ワークシヨップ」チラシ

こども演劇体験教室募集チラシ

3 長崎アートプロジェクト開催費

制作物



キックオフ企画 冊子『地層／時間』

4 芸術文化体験教室開催費



▲ ジュニア茶道体験教室 ▼



▲ ジュニアいけばな体験教室 ▼



▲ ジュニア箏体験教室 ▼



4 芸術文化体験教室開催費

制作物



募集チラシ

5 Nagasakiまちなか文化祭開催費



▲ 音楽ステージ ▼



▲ 舞踊・ダンスステージ ▼



▲ まちなか劇場 ▼



5 Nagasaki まちなか文化祭

制作物

「舞臺」舞臺、ダンス「演劇」の3つのジャンルで、
来場者のみなさまを舞臺に夢をとお聞かせします！

すてきな舞臺 無料観覧

Nagasaki
まつやか文化祭

ま

企画：国8月号、ダンス、演劇の出展校は「まちなか、てれび」



イベント周知風船

2019 第4回 出演者大募集!

10月26日(土) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

10月27日(日) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

10月28日(月) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

10月26日(土)・27日(日) 全3日連続で **【中・高】川内運動会** **www.pwss.or.jp**

10月26日(土) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

10月27日(日) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

10月28日(月) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

10月29日(火) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

10月30日(水) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

10月31日(木) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月1日(金) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月2日(土) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月3日(日) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月4日(月) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月5日(火) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月6日(水) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月7日(木) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月8日(金) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月9日(土) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月10日(日) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月11日(月) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月12日(火) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月13日(水) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月14日(木) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月15日(金) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月16日(土) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月17日(日) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月18日(月) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月19日(火) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月20日(水) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月21日(木) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月22日(金) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月23日(土) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月24日(日) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月25日(月) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月26日(火) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月27日(水) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月28日(木) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月29日(金) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

11月30日(土) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

12月1日(日) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

12月2日(月) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

12月3日(火) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

12月4日(水) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

12月5日(木) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

12月6日(金) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

12月7日(土) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

12月8日(日) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

12月9日(月) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

12月10日(火) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

12月11日(水) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

12月12日(木) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

12月13日(金) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

12月14日(土) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

12月15日(日) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

12月16日(月) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

12月17日(火) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

12月18日(水) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

12月19日(木) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

12月20日(金) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

12月21日(土) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

12月22日(日) 13:30~(10組発表)

音楽 **ダンス**

12月23日(月) 13

出演者募集チラシ

「香港「演劇」グループの3つのグループで、演劇のまちなかを舞台は、運動をお届けします！」

周知チラシ

**Nagasaki
まちなか文化祭**

2019 いよいよ開催！
第4回

[illegible]

電車大看板

すべて
観覧
無料

音楽 10月26日(土) 13:30~
舞踊・ダンス 10月27日(日) 13:30~
まちなか劇場 10月26日(土)・27日(日) 16:00~

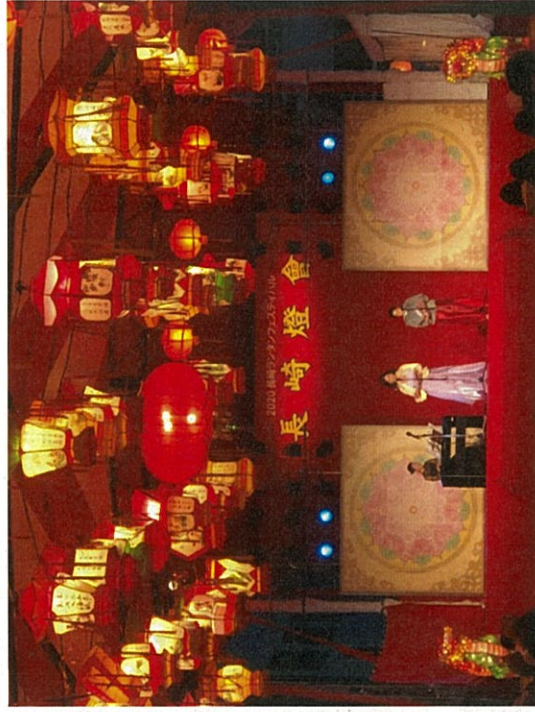
長崎市 ベルナード観光通り特設ステージほか
長崎県文化振興課 TEL.095-842-3782
※会場：長崎市 旧・谷本町 長崎市文化振興課

主催 長崎県文化振興課
協賛 長崎県文化振興課
後援 長崎県文化振興課

問い合わせ先
TEL.095-842-3782
E-MAIL: naga@naga-kbunka.jp
WEB: naga-kbunka.jp

SWITCH!

6 マダム・バタフライフェスティバル



ミニコンサート(ランタンフェスティバル)



親子向けコンサート(附属小学校/試演会)

7 市民文化団体共催費負担金



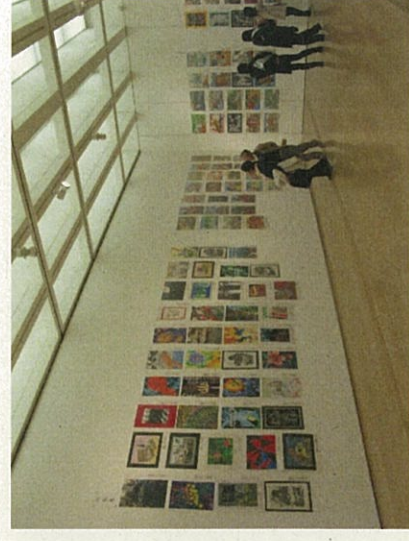
▲ 第69回長崎市民音楽祭 ▼



▲ 第59回市民三曲演奏会 ▼



▲ 第68回市民美術展 ▼



令和2年度 長崎市自主文化事業等の取り組み

分野	第四次総合計画 における位置づけ		自主文化事業の形態			事項名・事業概要	内 容	事務事業評価		事業費 (予算)	
	基本 施策	個別 施策	鑑賞型	普及 啓発型	参加 創造型			成果指標	目標値		
						自主文化事業費				単位:千円	
	【G 4】芸術文化あふれる暮らしを創出します					音楽の魅力発信事業費【内容変更】				6,343	
音 楽		【G4-1】 芸術文化に触れる機会を創出します	○	○		【事業目的】 市民生活に音楽芸術を広く浸透させるとともに、次世代の文化活動を担う人材の育成を図る。 【事業概要】 中央及び地元で活躍する演奏家を、学校・保育園・公民館・病院等へ派遣して行うアウトリーチコンサートや、アウトリーチコンサートに出演した演奏家が一堂に会するコンサート等を開催することにより、市民が身近な場所で気軽に音楽を楽しめる機会を創出する。また、地元演奏家が活動できる場を設け、演奏家のスキルアップを図る。	アウトリーチ	中央及び地元で活躍する音楽家を数グループに分けて学校やふれあいセンター等に派遣する出前コンサートを開催する。 実施回数：19回	参加者数	2,330人	6,343
			○				ガラコンサート	アウトリーチコンサートに出演した演奏家が一堂に会して演奏を行うコンサートを開催する。 時期：2月 場所：国際会議場			
			○				親子向けコンサート	小さい子どもと一緒にコンサートを楽しんでもらう親子向けのコンサートを開催する。 時期：11月 場所：東部地区にこにこセンター			
			○		○		プレゼントコンサート【新規】	多くの市民にクラシックに触れてもらい、クラシックの心地よさを伝え、関心を高めるコンサートを人が多く集まる商業施設等で開催する。 実施回数：2回			
			○				ラウンジコンサート開催費	新型コロナウイルス感染症の影響により、7月と8月は中止 市民演奏家が出演する入場無料のコンサートを長崎ブリックホールのラウンジ等で開催する。 (指定管理業務) 時期:9月～3月に毎月開催 計7回			
						市民参加型舞台等開催費					14,979
演 劇		【G4-2】市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります。	○		○	【事業目的】 市民に演劇の台本制作や舞台公演に参加する機会を提供し、舞台芸術に係る人材育成と活動の活性化を図る。 【事業概要】 平成29年度から取り組んでいる市民参加舞台「ながさきのたね」の最終年度として、出演者オーディション・稽古を経て、公演を行う。また、小中学生対象のこども演劇体験教室や演劇アウトリーチを行い、舞台芸術の普及啓発や人材育成を図る。なかでも、演劇アウトリーチは、演劇をツールとして市民の豊かなコミュニケーション力の育成に寄与するものであり、参加する子どもが増えることで、将来的にもまちづくりを担う市民の人材育成にもつながるものである。	市民参加舞台公演	新型コロナウイルス感染症の影響により延期 ブリックホール開館20周年から始まる「市民参加舞台」の3年目。公募で集まった市民と一緒に1年目、2年目に制作した戯曲や音楽をもとに舞台作品を作り、公演する。 公演回数:2回	参加者数	2,970人	14,979
			○	○	○		こども演劇体験教室	新型コロナウイルス感染症の影響により内容を変更して実施 子ども達自身で、演技だけでなく、衣裳や小道具作りから稽古までを行い、最後には保護者などを招き発表会を行う演劇体験教室を開催する。 時期:夏休み期間中の7日間			
				○			演劇アウトリーチ	演劇による子どもたちのコミュニケーション育成のワークショップ。学校などへ出向き、授業の中で実施する。			
						長崎アートプロジェクト開催費				3,127	
美 術	【G4-1】芸術文化に触れる機会を創出します	○			○	【事業目的】 市民がアーティストとその作品及び制作過程に直接触れる機会を創出し、市民に芸術文化を身近なものとし、興味関心を高める。 【事業概要】 プロのアーティストが市内に一定期間滞在し、滞在期間中にワークショップや作品制作及び展覧会等を開催し、市民との芸術的な交流を実施する。	令和元年度に事業を見直し、事業期間を2年間とし、初年度は次年度の制作、展示に向けての計画、準備を行い、2年目に制作、展示(ワークショップを含む)を行う。 令和2年度は2年目となり、国内外で活躍するアーティスト等を長崎市に招き、ワークショップや作品制作及び展覧会等を開催する。 開催日:3月 展示期間:10日程度 場所:旧樺島小学校	参加者数	1,080人	3,127	

分野	第四次総合計画 における位置づけ		自主文化事業の形態			事項名・事業概要	内 容	事務事業評価		事業費 (予算)
	基本 施策	個別 施策	鑑賞型	普及 啓発型	参加 創造型	自主文化事業費		成果指標	目標値	単位:千円
						芸術文化体験教室開催費 【対象者変更】				212
総合		【G4-2】 市民の 自主的 な芸術 文化活 動の活 性化を 図りま す。		○		【事業目的】 若者が気軽に様々な芸術文化活動を体験できる機会を創出し、芸術文化活動に対する興味・関心を高めながら、若者が楽しめるまちづくりにも寄与する。 【事業概要】 20～30代の若者を対象に、様々なジャンルの芸術文化に、楽しみながら触れる機会を創出し、裾野の拡大を図る。	若者を対象にした、音楽や美術をテーマとした連続参加型の芸術文化体験教室を開催する。 実施回数:3回	参加者数	30人	212
						子ども芸術文化体験教室事業費【新規】				2,240
総合		【G4-1】 芸術文 化に触 れる機 会を創 出しま す	○			【事業目的】 子どもの頃から芸術文化に親しみ、楽しむことができる機会を創出する。 【事業概要】 子どもと親子を対象とした芸術文化事業を実施し、子どもの頃から芸術文化に親しみ、楽しむことができる機会を創出する。	演劇公演 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 未就学児から楽しめる親子を対象にした子ども向け演劇公演を実施する。(2公演)	参加者数	540人	2,240
			○				親子向けコンサート 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 子どもが小さいためにコンサートに行くことができない方などを対象にした、子どもと一緒に楽しめるコンサートを開催する。			
				○			ダンスワークショップ 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ヒップホップや親子ダンスなど様々なジャンルのダンスが体験できるワークショップを開催する。			
				○			ジュニア日本舞踊体験教室 子ども達に日本の伝統文化に興味を持ってもらうきっかけを作るため、体験教室を開催する。 実施回数：日本舞踊2日間、いけばな1回、水墨画1回 場所：リハーサル室、会議室			
				○			ジュニアいけばな体験教室			
				○			ジュニア水墨画体験教室			
						Nagasaki まちなか文化祭開催費				3,472
総合		【G4-1】 芸術文 化に触 れる機 会を創 出しま す	○	○	○	【事業目的】 芸術文化活動を行っている個人・団体の発表の場を創出し、「まちなか」の賑わいを演出するとともに、市民が身近に芸術文化を楽しむことができる機会を提供する。 【事業概要】 「Nagasaki まちなか文化祭」と称し、出演者を公募し、書類審査に加え楽曲・映像審査などによる選考後、音楽・舞踊・演劇の各ジャンルの市民ステージを開催する。	音楽、ダンス、演劇などのステージを開催する。 時期:未定 ※全て入場無料	参加者数	1,510人	3,472
【6月補正】						長崎文化時間の創出事業費【新規】				18,505
総合		【G4-1】 芸術文 化に触 れる機 会を創 出しま す	○			【事業目的】 コロナ渦の中、市民文化団体や市民演奏家等が出演する機会を設けることで、市民文化団体や市民演奏家等の活動再開を応援するとともに、市民が芸術文化に触れる機会をつくり、心豊かな生活を取り戻すきっかけをつくる。 【事業概要】 「三密」を避けるなど、国が示す「新しい生活様式」にあった方法で、長崎市の施設等を会場とした屋外コンサートや演劇公演等を開催する。	音楽コンサートの開催や映画上映会、朗読劇の公演、朗読劇のラジオ放送などを実施する。 実施回数:24回 場所:グラバー園、高浜アイランドなど 出演者:市民文化団体、市民演奏家など 入場料:無料	参加者数	1,200人	18,505
						情報発信	広報宣伝費			5,911

(実行委員会・共催事業)

分野	第四次総合計画 における位置づけ		事項名・事業概要	内 容		事務事業評価		事業費 (予算)
	基本 施策	個別 施策				成果指標	目標値	単位:千円
	【G 4】芸術文化あふれる暮らしを創出します		マダムバタフライフェスティバル開催費負担金					4,000
音楽		【G4-1】 芸術文化に触れる機会を創出します	【事業目的】 演奏家や主催団体の連携により、多くの市民が音楽を楽しむ機会を創出し、芸術文化への興味関心を高めるとともに、文化団体等のネットワーク構築を図る。 【事業概要】 長崎市、市内文化団体、大学等で構成する実行委員会により音楽イベントを開催する。ブリックホールやココウォーク、ハートセンターなど茂里町一帯で行う音楽フェスティバルとして、子どもから高齢者まで楽しめる体験コーナー、ブリックホールエントランス等でのミニステージと併せ、「マダムバタフライ」を軸としたコンサートを開催する。	○オペラ・クラシックコンサート ○たのシックフェスティバル 時期：1月23日（土）～24日（日）	参加者数	4,000人	4,000	
			市民文化団体共催費負担金					1,440
音楽		【G4-2】市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります。	市内の音楽団体や演奏家に、日頃の練習の成果の発表の機会を提供するとともに、市民に音楽鑑賞の場を創出する。	市民音楽祭 (第70回)	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	-	-	110
演劇			市内の演劇団体が、日頃の活動の成果を発表する機会を提供するとともに、各団体の活動の活性化を図るほか、市民が気軽に演劇を鑑賞する場を提供する。	市民演劇祭 (第68回)	日程:3月 会場:チトセピアホール	-	-	110
伝統文化			市内の尺八・箏（琴）・三弦（三味線）の各流派、団体が一堂に会し、三曲の演奏会を開催することにより、活動の活性化を図る。また、各流派の日頃の活動の成果発表と市民が気軽に伝統文化に触れる機会を提供する。	市民三曲演奏会 (第60回)	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	-	-	110
伝統文化			市内の各流派のいけばな団体が、合同で出版する機会を提供するとともに市民が伝統文化としてのいけばなを鑑賞する場を創出する。	市民いけばな展 (第61回)	会期:3月 会場:ブリックホール ギャラリー、エントランスほか	-	-	110
美術	広く市民から美術作品を公募し、美術鑑賞と美術作品発表の機会を創出する。		市民美術展 (第69回)	会期:前期 11月21日(木)～11月29日(金) 後期 12月1日(日)～12月8日(日) 会場:長崎県美術館県民ギャラリー	-	-	1,000	
			総 計				60,229	

新型コロナウイルス感染症対応事業一覧(芸術文化関係)

1. 新しい生活様式に対応した芸術文化活動の支援

(1)国の事業
ア. 文化芸術活動の継続支援事業 イ. 文化芸術収益力強化事業 ウ. 文化芸術による子供育成総合事業 エ. 生徒やアマチュアを含む地域の文化芸術関係団体・芸術家によるアートキャラバン オ. コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金
(2)県の事業
ア. オンライン文化祭
(3)市の事業
ア. 長崎文化時間の創出事業 ※R2 年 6 月補正予算 「三密」対策を施したうえで、屋外等で音楽コンサートや朗読劇の公演等を開催し、民文化団体や市民演奏家の芸術文化活動の再開を支援する。
イ. オンラインを活用した芸術文化活動の支援 ※R2 年 9 月補正予算(3,469 千円計上) 長崎ブリックホールにおいて、オンラインレッスンや、無観客公演等の配信に必要な備品を貸し出すことで市民の芸術文化活動及び鑑賞の機会を創出する。 ・内容 WEB カメラ・ビデオカメラ等の備品整備、 Wi-Fi 環境の拡大(大ホール、リハーサル室、練習室、会議室等)、活用講座の開催
ウ. 芸術文化活動助成事業の見直し ・2 年に一度のみ申請可能としていたが、昨年度助成を受けた団体も応募できるように見直し、追加募集。 ・動画配信、Web 上での作品発表、動画配信セミナーの開催等も対象であることを周知強化。 ・助成上限:1 事業につき 30 万円
エ. 施設使用料の返還(長崎ブリックホール、チトセピアホール) ・感染拡大予防を理由とする施設利用をキャンセルした場合、全額返還

2. 施設の感染症防止対策

(1)国の事業
ア. 文化施設の感染症防止対策事業
(2)県の事業
ア. 長崎県新しい生活様式対応支援補助金
(3)市の事業
ア. 文化施設の感染症対策 長崎ブリックホールに検温サーモグラフィ 2 台を設置 イ. 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの作成(長崎ブリックホール、チトセピアホール)

3. 事業継続

(1)国の事業
ア. 持続化給付金(中小・小規模事業者等への支援)
イ. 持続化補助金(小規模事業者の販路開拓等を支援)
ウ. 家賃支援給付金
(2)県の事業
ア. 休業要請協力金
(3)市の事業
ア. 持続化支援金
・国の持続化給付金の要件を満たさない事業者に対する支援金
・条件:R2.1～申請前月までにおいていずれかの月間事業収入(売上)が、前年同月比で 50%以上の減少(国の持続化給付金の要件)に満たないもの、20%以上減少していること(上限:中小法人 30 万円、個人事業主 15 万円)
・申請期間:R2.5.15～R3.1.15

4. 雇用継続

(1)国の事業
ア. 雇用調整助成金
(2)県の事業
イ. 雇用調整助成金

5. 事業者支援

(1)国の事業
ア. チケット払戻請求権放棄を寄附金控除とする税制改正

新たな文化施設の基本計画策定について

1 概要

新たな文化施設の整備に向けて、令和元年7月にビジョンや求められる機能、規模など、基本的な考え方を示す基本構想を策定した。現市庁舎跡地での整備に向け、さらに具体的な検討を進めるため、文化振興審議会及び市民ワークショップを開催し、幅広い意見を聴取しながら、基本構想の次の段階となる基本計画の策定を行う。

2 事業内容

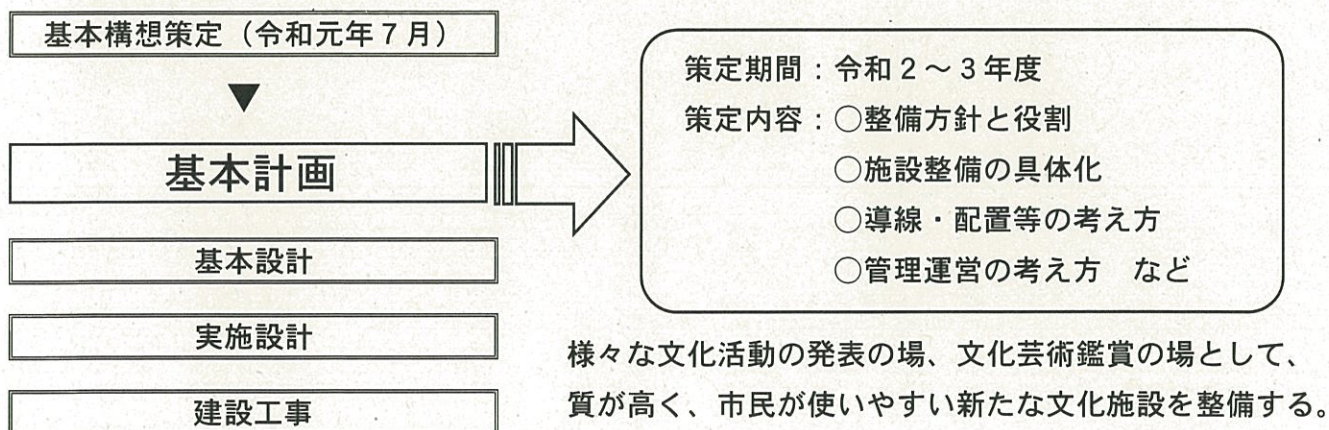
- (1) 策定期間：令和2年度～令和3年度
- (2) 文化振興審議会の開催（予定：令和2年度7回、令和3年度3回）
- (3) 市民文化団体等によるワークショップの実施（予定：令和2年度4回、令和3年度1回）

市民文化団体や障害者団体、子育て支援団体等の市民に集ってもらい、様々な視点から新文化施設の整備に向けた具体的な検討のための意見交換を行う。

3 事業費

24,046千円

4 参考



新たな文化施設基本計画策定に向けた審議会開催スケジュール（予定）

年度	審議会	時期	内容
令和2年度	第1回	令和2年8月28日	・ 辞令書の交付 ・ 会長及び副会長の選任 ・ 長崎市の文化振興施策について ・ 新たな文化施設基本計画策定について
	第2回	令和2年10月	・ 新たな文化施設の整備方針と役割
	第3回	令和2年11月	（整備に向けた流れと方針・役割）
	第4回	令和2年12月	・ 諸室計画（主たる機能諸室の検討・整理） ・ 諸室計画（施設機能の具体化）
	第5回	令和3年1月	・ 諸室計画（動線・施設配置の考え方）
	第6回	令和3年2月	・ 施設計画（設備計画の考え方・その他の検討） ・ 管理運営の考え方（管理運営・組織体制の基本方針）
	第7回	令和3年3月	・ 施設整備事業費などの考え方（整備費・運営費の考え方）
令和3年度	第8回	令和3年4月	・ 基本計画（原案）への意見
	第9回	令和3年5月	・ 基本計画（素案）への意見（パブリック・コメント前）
	第10回	令和3年7月	・ 基本計画（案）報告（パブリック・コメント後）

